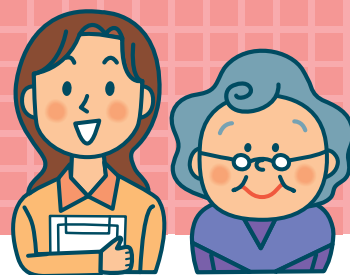


“ケアマネジャー/ご利用者”の 皆様へ



アピールポイント

サービスを選択する際の判断材料に

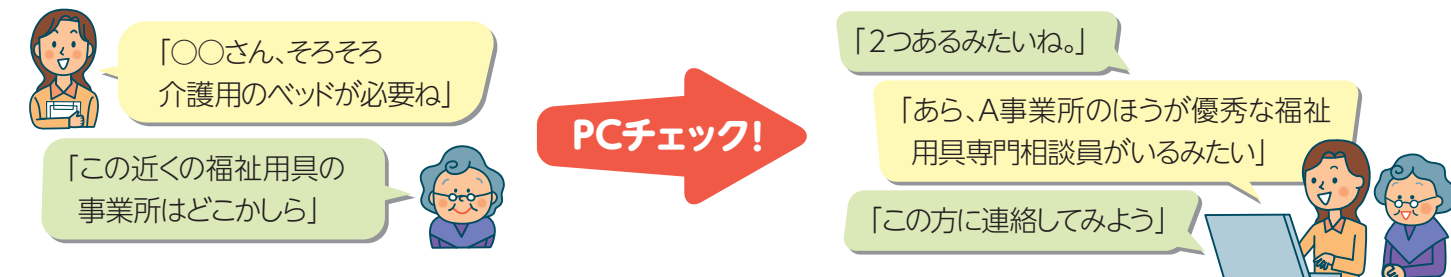
担当の福祉用具専門相談員の実績を見てみたり、家の近くの優秀な福祉用具専門相談員を探したり。どんな福祉用具専門相談員からサービスを受けたいか、選択する際の判断材料として活用していただけます。

たとえばこんな使い方

①担当の福祉用具専門相談員はどんな人だろう？



②家の近くに優秀な福祉用具専門相談員はいないかしら？



③床ずれ防止用具について詳しい人に相談したい!



ウェブサイトの表示イメージ



トップページ



福祉用具専門
相談員の情報

お問い合わせ先
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404
電話 03-5418-7700 ファックス 03-5418-2111
ウェブサイト <http://www.zfssk.com/>

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」

厚生労働省・平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受けて開発したキャリアパスの制度です。



スキルアップを目指す
意欲のある
“福祉用具専門相談員”
の皆様へ

福祉用具専門相談員の
参加募集を期待する
“研修実施者”
の皆様へ

質の高いサービスを
選択したい
“ケアマネジャー、ご利用者”
の皆様へ

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」は、福祉用具専門相談員個人が研修を受講した実績に応じてポイントを付与し、データ管理、ウェブサイトでの公表をおこなうものです。

制度の目的

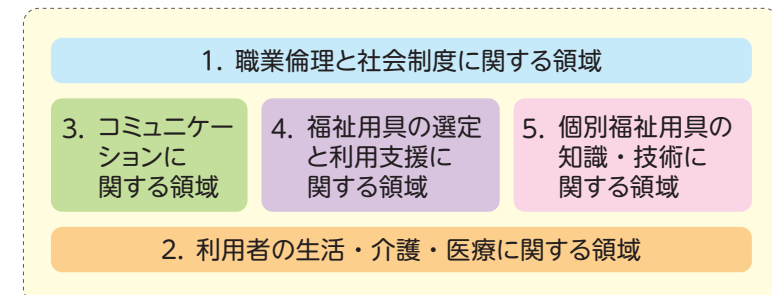
- ①福祉用具専門相談員のスキルアップ過程のうち、研修を受講した実績をポイントに換算して公表し、利用者や家族、ケアマネジャーに、サービスを選択する際の判断材料のひとつとして活用していただく
- ②福祉用具専門相談員としてのキャリアパスと、それにもとづく研修の体系を提示することで、福祉用具専門相談員のスキルアップと、専門職としてのキャリア形成を支援する

カリキュラムとポイントの換算ルール

カリキュラムの位置づけ

- 福祉用具専門相談員に求められる知識・技術を5つの領域(右図)、30の科目に分け、本制度における「カリキュラム」としてまとめています。
- 福祉用具専門相談員には、本制度で認証した研修を組み合わせ、様々な科目を修得することを推奨しています。

図：領域(福祉用具専門相談員に求められる知識・技術)



ポイントの換算ルール

- 研修実施者の研修「科目」を、本制度におけるカリキュラムの「科目」に読み替え、各科目に対してポイントを付与します。
- 原則として、60分に対して1ポイントを付与します。

制度の流れ

①研修の認証

「研修認証委員会」で審査・認証された研修は、ポイント付与の対象となります。

- ・研修実施機関による申請
- ・研修認証委員会による審査・認証

②研修ポイントの認定

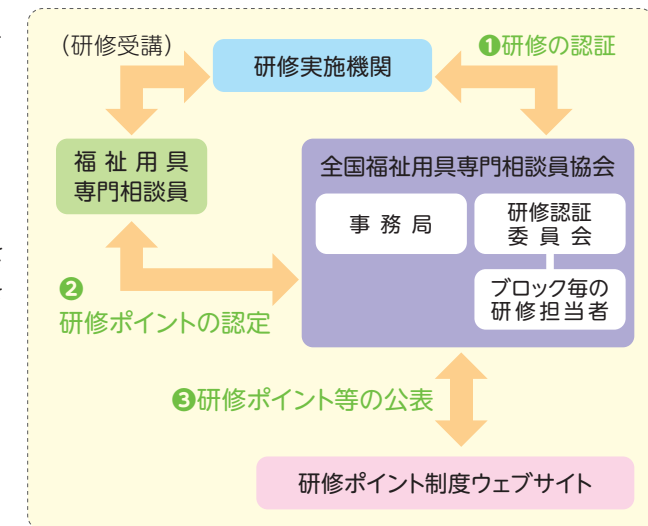
本制度に参加している福祉用具専門相談員は、①で認証された研修を受講したら、ポイントの申請を行うことができます。

- ・福祉用具専門相談員は、ウェブサイトからポイントを申請
- ・事務局による確認・認定

③研修ポイント等の公表

個人の取得ポイント等をウェブサイトで公表します。

図：認定プロセスのイメージ



“福祉用具専門相談員”の 皆様へ



アピールポイント

ウェブサイトでの公表による実績のアピール

研修受講により取得したポイントや、自己PR情報を専用ウェブサイトで公表します。表示画面は出力(印刷)して持ち歩くこともでき、利用者、家族、ケアマネジャー等に対して、自己研鑽に努めた実績をアピールすることができます。

受講実績のデータ管理により、スキルアップの指標に

研修の受講実績を、本会がデータで管理します。福祉用具専門相談員は、マイページ(ウェブサイト)で自身の取得ポイントを科目ごとに確認することができます。自分の強みや苦手分野を理解し、スキルアップの指標として活用していただけます。

事業所として戦略的に活用

「ポイントの高い社員を多数育てる」、「福祉用具ごとのスペシャリストを育てる」、「福祉用具の総合職を育てる」など、人材育成の共通ツールとして活用できます。“公表”という本制度の特性を活かし、ぜひ戦略的に活用してください。

制度への参加要件

①福祉用具専門相談員としての資格保持者と位置づけられていること

- 福祉用具専門相談員指定講習を修了した方
- 以下の資格を保有している方：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士

②本人のみが閲覧・使用できるメールアドレス(携帯アドレス不可、事業所代表アドレス不可)を所持していること

③ウェブサイトで「福祉用具専門相談員に関する情報」(氏名、事業所名、研修ポイント等)を公表することに同意いただけること

④初期登録料3,000円、年会費12,000円(ふくせん会員は当分の間、年会費無料[※])を負担すること

※ふくせん会員の皆様には、協会の年会費(10,000円)を別途いただいております。

制度への参加方法

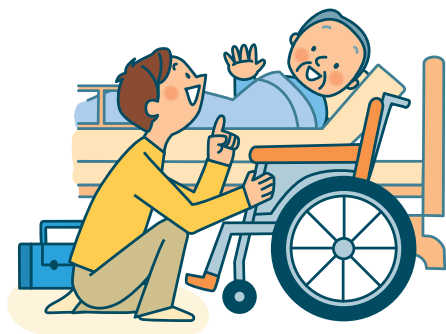
ふくせん会員の方

すでにお持ちのIDとパスワードを使って、専用ウェブサイトから登録の申請をおこなうことができます。

ふくせんの会員でない方

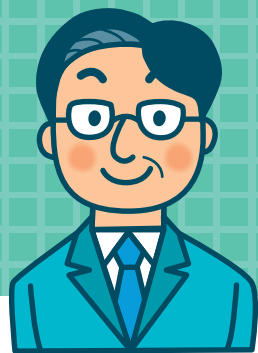
専用ウェブサイトから申込書をダウンロードし、本会までご連絡ください。IDとパスワードを発行します。

詳しくは専用ウェブサイトへ ▶▶▶ <http://kensyu-point.zfssk.com/>



福祉用具専門相談員の

“研修を実施する” 皆様へ



アピールポイント

必要な人に必要な研修情報を

研修ポイント制度で認証した研修は、専用ウェブサイトに掲載します。国内ではめずらしい福祉用具専門相談員の現任研修の紹介サイトなので、スキルアップを目指す人のアクセスが大いに期待できます。

認証で信頼も高まり受講者確保に効果

「研修ポイント制度で認証されている研修」としてご案内いただくことで、信頼性も高まり、受講者の確保が期待できます。研修ポイント制度におけるカリキュラムを参考に、様々な領域・科目の研修を企画・開催していただき、ぜひ本制度へ認証の申請をおこなってください。

教育・研修市場の発展に寄与

制度の適切な運営により、福祉用具専門相談員が知識・技術等を習得することへのモチベーションを高めます。このことが福祉用具専門相談員の教育・研修市場の発展につながります。

研修の認証要件

①研修内容が、本制度カリキュラムのいずれかの科目に該当すること

②研修実施者が、福祉用具専門相談員に対して研修修了の事実を証明する書類等を交付していること

③研修の受講対象者が、一つの法人や事業所に限定されるものではないこと

④国家資格又は法令に基づく任用資格の取得に係る講義等ではないこと

申請方法と認証の流れ

申請に必要な書類をそろえて、ふくせん事務局までご郵送ください。

詳細は専用ウェブサイト (<http://kensyu-point.zfssk.com/>) をご確認ください。

必要な書類

- ①申請書(様式I) ②研修概要(別紙1) ③研修読み替え(案)(別紙2)
- ④修了証のサンプル ⑤その他添付資料(実施要綱やカリキュラム等)

図：認証の流れ

